

入札に関する質問とそれに対する回答

掲載日 2026年1月19日(月)

番号	質問	回答
1	<p>「様式3号(鳥取県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書) 2 令和5年度の状況 基本項目① 令和5年度の1kWhあたりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO2/kWh) 自社の数値」に関して質問です。 「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)－R5年度実績－R7.3.18 環境省・経済産業省公表」において、メニュー別係数を公表している事業者ですが、「メニュー(残差)」又は「(参考値)事業者全体」どちらの排出係数を採用したらよろしいでしょうか。</p>	<p>鳥取県が公表しております、「別紙 鳥取県電力の調達に係る環境配慮評価基準」に記載がありますとおり、「事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数」を採用するものとします。</p>
2	<p>落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。</p>	<p>お見込みのとおり、落札結果の公表は総額のみです。</p>
3	<p>仮に弊社が落札した場合、契約締結に伴う協議は可能ですか。 また、契約書(案)を、事前(開札日まで)に提供いただくことは可能ですか。</p>	<p>契約締結に伴う協議は可能です。 契約書(案)については、本回答に併せて、HPに掲載しましたのでご確認ください。</p>
4	<p>弊社は、鳥取県の入札参加資格者名簿に登録されている受任者で入札参加を予定しております。仮に弊社が落札した場合、入札者である受任者以外に、参加資格登録している別の受任者(事業所長)へ再委任することは可能ですか。 可能な場合、委任状は必要ですか。必要な場合は、落札後契約締結までに提出する対応でよろしいですか。</p>	<p>入札参加資格名簿に登録されている契約に係る受任者への委任は可能です。 その際、委任状は必要ありません。</p>

5	<p>調達公告4（3）郵送等による入札は不可とあります。様式第4号の委任状は、入札に立ち会う者が、当日持参する認識でよろしいですか。また、提出する入札書への押印は、持参する委任状に記載された代理人印のみでよろしいですか。</p>	<p>お見込みのとおり、様式第4号の委任状は、入札会場にて、当日の入札前に提出してください。</p> <p>お見込みのとおり、代理人が入札する場合の入札書への押印は、代理人のみの押印で問題ございません。</p>
6	<p>内訳計算書「3 力率による割引制度がある場合は、力率割引率(C 欄)にその割引に相当する乗数を記載すること」とあります。力率は、仕様書に記載された予定力率100%として、力率割引を加味して算定する認識でよろしいですか。</p>	<p>お見込みのとおり、仕様書に記載している予定力率100%から力率割引を算定してください。</p>
7	<p>契約書に以下の文言を追加させていただきますか。 乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。</p>	<p>契約書の条項追加については、契約締結前に双方協議の上、決定します。</p>
8	<p>入札書と内訳書を封筒に入れ密封して提出とありますが、封緘方法に指定はございますか。（入札書に押印した印で封印する等）</p>	<p>封緘方法につきましては、特に指定はございません。入札書を封筒に入れ、第三者が容易に開封できないよう確実に密封のうえご提出ください。なお、封緘印の押印等についても指定はございません。</p> <p>また、封筒への記載事項につきましては、入札説明書の11 入札条件（2）アに記載のとおりとしてください。</p>